



参議院議員通常選挙では、
「選挙区選挙」「比例代表選挙」が
同時に行われます。

【選挙区選挙】

都道府県の区域を単位として全国で47選挙区が設けられます。
(福岡県の改選数は2人)

【比例代表選挙】

比例代表選挙は「非拘束名簿式」で行われるため、選挙人は候補者名が政党名で投票します。政党の候補者名簿には当選順位がつけられておらず、議席は各候補者の得票と政党の得票を合算した票数に基づき、政党に比例配分され、候補者名簿の中では、得票数が多い候補者の順に当選が決まります。

ルールを守ってクリーンな選挙に。

候補者等が、選挙区内の人にお金や物を贈ること、法律(公職選挙法)で禁止されています。会費、财助金等の名目であっても、実質的に寄附と同様であれば、禁止されています。また有権者が候補者等に寄附を求めることがあります。

候補者等は有権者に寄附を
贈らない!

候補者等から有権者への寄附は
受け取らない!

有権者は候補者等に寄附を
求めない!

第22回 参議院議員通常選挙

【投票時間】午前7時から午後8時まで
<一部地域により投票時間が異なる場合があります。>

投票日に仕事や用事などの予定がある人は、期日前投票ができます。

○場所: 市区町村の期日前投票所
○時間: 午前8時30分から午後8時まで
詳しくはお近くの選舉管理委員会まで

【期日前投票制度】

第22回 参議院議員通常選挙 臨時ホームページ
<http://www.fukuoka-senkan.com/22senkyo/>

福岡県選挙管理委員会・福岡県明るい選挙推進協議会

参議院議員通常選挙 啓発チラシ (表面・裏面)

7月11日(日)

第22回

参議院議員選挙

この思ひ届けるための
この一票。

通常選挙

投票前の確認

投票をするときの注意!

◎投票時間は、午前7時から午後8時までです。
※一部地域により投票時間が異なる場合があります。

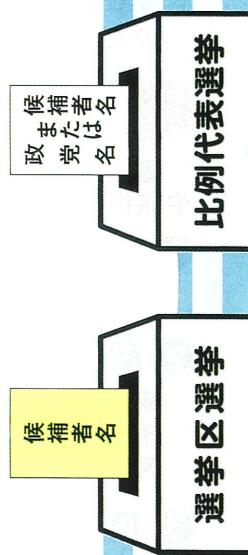
◎投票にはあらかじめ配付されている入場券を持つて、
入場券に記載されている投票所へ行きましょう。

※入場券が届かない場合でも、選挙人名簿に登録されれば投票できます。

◎投票の順序は①選挙区選挙 ②比例代表選挙です。

投票用紙は2種類

◎選挙区選挙は候補者名を、比例代表選挙は
候補者名または政党名を記入します。



期日前投票

期日前投票も午後8時まで

【投票日に投票できないときは、期日前投票に行きましょう。】

【期日前投票ができる期間】 【期日前投票ができる時間】
選挙期日の公示日の翌日から、 午前8時30分から
投票日の前日まで 午後8時まで

【期日前投票ができる人】

- ①仕事や冠婚葬祭などの用事のため、投票日に投票所に行けない人
- ②旅行やレジャーなどの私用のため、投票日に自分が属する投票区にいない人
- ③病気やケガ、妊娠、出産、身体の障害などのため、投票日に歩行が困難な人
- ④「最近引っ越しをした」など、選挙人名簿に載っている市区町村以外に居住している人など

【期日前投票ができる場所】

選挙人名簿に登録されている
市区町村の期日前投票所

※詳しくは、お近くの選舉管理委員会に
お問い合わせください。



あなたの一票 明るい未来

4月18日(日)は
福岡県議会議員補欠選挙(甘木市選挙区)
朝倉市長選挙・朝倉市議会議員補欠選挙
の投票日です。

福岡県議会議員補欠選挙(甘木市選挙区)は、
旧甘木市の区域が対象区域です。

朝倉市長選挙・朝倉市議会議員補欠選挙は、
朝倉市の全区域を対象にして行われます。



投票上の注意事項

① 投票所へ行くとき

投票日に、あらかじめ配付されている入場券を持って、入場券に記載されている投票所へ行きましょう。

※入場券が届かなかつたり、入場券をなくしたりした場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。

② 投票順序

①福岡県議会議員 ②朝倉市長 ③朝倉市議会議員 の順で投票します。

③ 投票時間

投票日の投票時間は、午前7時から午後8時までです。

(ただし、次の投票区では、投票時間は午後7時までとなります。第7、第14、第15、第16投票区)

期日前投票

選挙は、選挙期日に投票所において投票することを原則としていますが、選挙期日に仕事や旅行などの予定がある方は、朝倉市の期日前投票所において期日前投票ができます。

① 投票期間

各選挙の告示日の翌日から4月17日(土)まで

② 期日前投票所

朝倉市選挙管理委員会事務局
朝倉市役所朝倉支所101会議室
朝倉市役所杷木支所市民福祉係税務窓口横

③ 投票時間

午前8時30分から午後8時まで

市外の他市区町村で投票する人や、県選挙管理委員会が指定した病院・老人ホームなどで投票する人については、不在者投票の手続となります。

※詳しくは、朝倉市選挙管理委員会へお問い合わせください。

県議会議員補欠選挙 (甘木市選挙区)について

合併をしたのに、 どうして旧甘木市の区域で 選挙をするの？

朝倉市は、旧甘木市、旧朝倉町及び旧杷木町が合併して誕生しましたが、市町村の合併に伴う福岡県議会議員の選挙区の特例に関する条例の規定により、次の一般選挙までに行われる補欠選挙については、旧甘木市の区域は甘木市選挙区として、旧朝倉町及び旧杷木町の区域は朝倉郡選挙区として、引き続き県議会議員選挙を行うことになるためです。(右図参照)

甘木市選挙区の区域は、朝倉市のうち旧甘木市の区域が対象となります。
旧朝倉町及び旧杷木町の区域は、朝倉郡選挙区となりますので、今回の県議会議員補欠選挙の対象ではありません。

県議会議員選挙 甘木市選挙区



誰でも県議会議員の 投票ができるの？

今回の県議会議員補欠選挙では、日本国民で、年齢が満20歳以上であることのほかに、引き続き3ヵ月以上、朝倉市の区域に住んでいて、旧甘木市の区域の選挙人名簿に登録されている必要があります。

なお、選挙人名簿に登録されていない人は投票することはできません。

最近県内の他の市町村に 住所を移した人について

今回の県議会議員補欠選挙では、旧甘木市の区域の選挙人名簿に登録されている人が、引き続き県内の他の市町村に住所を移し、まだ転出先の市町村の選挙人名簿に登録されていない場合には、1回の転出に限り、旧住所地で投票できます。

この場合、いずれかの市町村長が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」が必要となりますので、あらかじめいずれかの市町村の住民票担当課に申請して交付を受けてください。

贈らない 求めない 受け取らない

候補者等が選挙区内の人にお金や物を贈ることは、公職選挙法で禁止されています。違反すると罰せられます。

また、有権者が候補者等に寄附を求めることが禁止されています。



福岡県選挙管理委員会・福岡県明るい選挙推進協議会

一票にたくそう あなたの思い

5月23日(日)は
福岡県議会議員補欠選挙(京都郡選挙区)
の投票日です。

福岡県議会議員補欠選挙(京都郡選挙区)は、苅田町及びみやこ町の有権者の方が対象です。

投票上の注意事項

① 投票所へ行くとき

投票日に、あらかじめ配付されている入場券を持って、入場券に記載されている投票所へ行きましょう。

※入場券が届かなかったり、入場券をなくしたりした場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。



② 投票時間

投票日当日の投票時間は、次のとおりです。

苅田町の有権者の方(苅田町の投票所)：午前7時から午後8時まで。

みやこ町の有権者の方(みやこ町の投票所)：午前7時から午後7時まで。

当日に予定がある方は、期日前投票を利用しましょう。

投票日に仕事や旅行などの予定がある方は、期日前投票所において期日前投票ができます。

① 投票期間

5月15日(土)から5月22日(土)まで

② 期日前投票所

苅田町の有権者の方(苅田町の期日前投票所)

苅田町役場 401会議室

みやこ町の有権者の方(みやこ町の期日前投票所)

みやこ町役場本庁3階大会議室

犀川支所本庄地区学習等供用施設大会議室

豊津支所別館第1会議室

次のような人は不在者投票の手続きにより投票ができます。

詳しくは、町の選挙管理委員会までお問い合わせください。

① 選挙期間中に出張などで町外の他市区町村にいる人

② 病院、老人ホームなどに入所中の

③ 投票時間

午前8時30分から午後8時まで

※ 詳しくは、お住まいの町の役場(選挙管理委員会)へお問い合わせください。

誰でも県議会議員の選挙権があるの？

今回の県議会議員補欠選挙では、日本国民で、年齢が満20歳以上であることのほかに、引き続き3ヶ月以上、苅田町又はみやこ町の区域に住んでいることが必要となります。

また、選挙権があっても選挙人名簿に登録されていない人は、投票することができません。

選挙人名簿に登録されるためには、住民基本台帳に引き続き3ヶ月以上登録されている必要があります。

最近県内の他の市町村に住所を移した人について

今回の県議会議員補欠選挙では、苅田町又はみやこ町の選挙人名簿に登録されている人が、引き続き県内の他の市町村に住所を移し、まだ転出先の市町村の選挙人名簿に登録されていない場合には、1回の転出に限り、旧住所地で投票することができます。

この場合、いずれかの市町村長が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」が必要となります。

投票をする場合には、あらかじめいずれかの市町村の住民票担当課に申請して証明書の交付を受けてください。

明るい選挙を推進しましょう

明るい選挙ってなに？

私たち国民の一人ひとりが、国の政治や県政、身近な市区町村の行政がどうなっているかについて、十分な関心と正しい認識を持ち、安心して政治をまかせられる代表者を選び出す「目」を持ち、貴重な一票で、積極的に投票に参加することが大切です。

「明るい選挙」とは、投票する人が、買収などに惑わされず、情実・利害などにとらわれることなく、自由な意思で投票し、選挙が公正に行われて、私たちの意思が政治に正しく反映される選挙のことをいいます。

選挙における「主役」は、政治家や政党ではなく、私たち有権者なのです。

贈らない 求めない 受け取らない（三ない運動）

候補者等が選挙区内の有権者に贈り物やお中元・お歳暮、差し入れ、お見舞いなど、お金や物を贈ることは、法律で禁止されています。

また、有権者が候補者等に寄附を求めて、受け取ってもいけません。



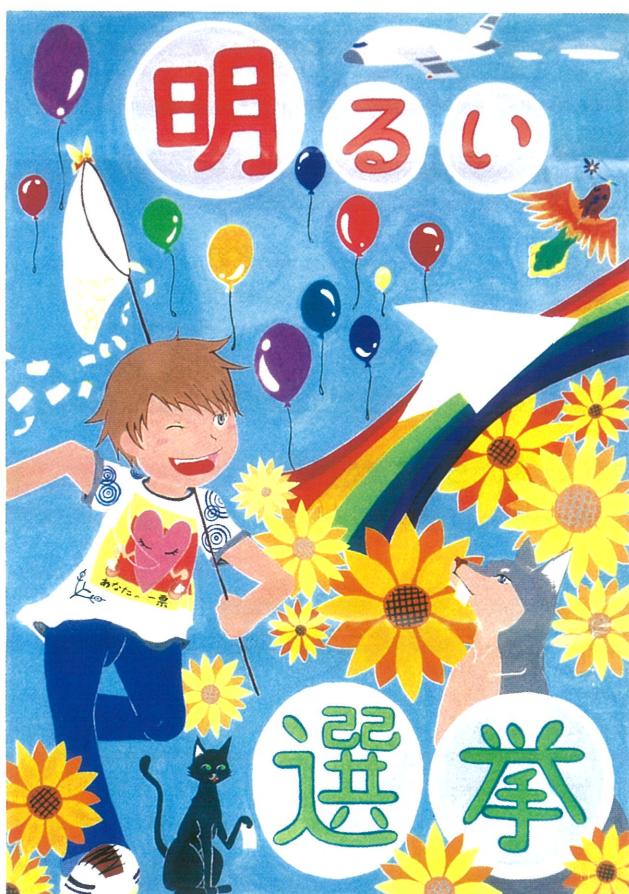
福岡県選挙管理委員会・福岡県明るい選挙推進協議会

福岡県議会議員補欠選挙 (甘木市選挙区)

○甘木市選挙区は、朝倉市のうち旧甘木市の区域が対象です。

朝 倉 市 長 選 挙 朝倉市議会議員補欠選挙

4月18日(日)



朝7時から夜8時まで
ただし、第7、第14、第15、
第16投票区は、夜7時まで

期日前投票

県議会議員補欠選挙
4月10日～4月17日

市長・市議会議員補欠選挙
4月12日～4月17日

朝8時30分から夜8時まで

あなたの一票 明るい未来

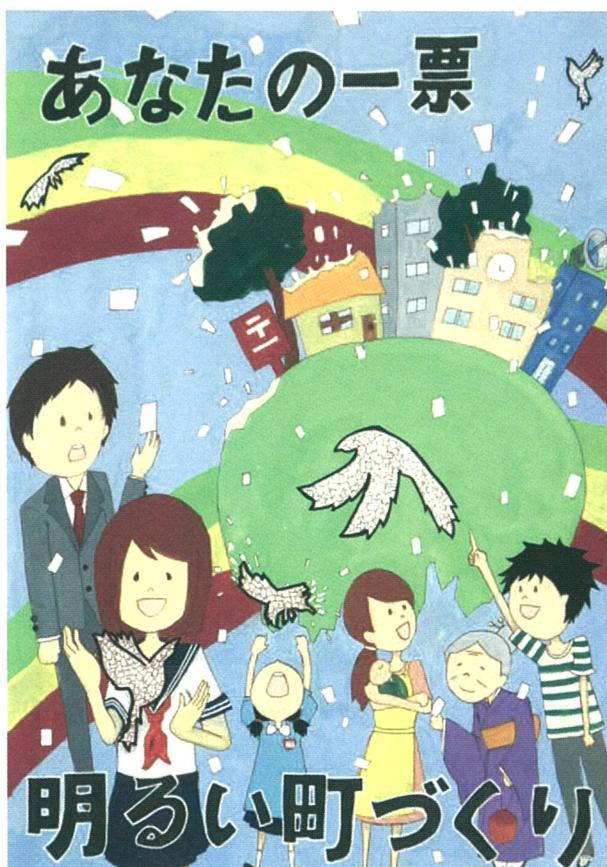
福岡県選挙管理委員会 朝倉市選挙管理委員会

福岡県議会議員補欠選挙 (京都郡選挙区)

○京都郡選挙区は、苅田町及びみやこ町の区域です。

投票日 **5月23日**

投票時間 午前7時から午後8時まで
ただし、みやこ町の区域にある
投票所については午後7時まで



期日前投票

5月15日～5月22日
午前8時30分から
午後8時まで

一票にたくそう
あなたの思い

福岡県選挙管理委員会

苅田町選挙管理委員会・みやこ町選挙管理委員会